

第 号 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

- この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて、臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。
- 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市長に届け出なければなりません。
- 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。
- 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあつて、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 鈴鹿市長	申 請 者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名 印	印				特別徴収義務者指定番号								
		住所又は所在地					電話番号								
		法人番号							担当者名						
地方税法第 321 条の 5 の 2 及び市・町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。															
特例の適用を受けようとする税額				年 月 (月日納期分) 以降の納入に係る市 (町) 民税・県民税の特別徴収税額											
申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額 (外……は臨時勤務者に係るもの)				年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	円			
					外	人	円		外	人	円	外	人	円	
				年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	円	外	人	円
					外	人	円		外	人	円	外	人	円	
				年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	円	外	人	円
					外	人	円		外	人	円	外	人	円	
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前 1 年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日															

※市町記入欄	処理区分	承認	施行	年 月 日	決裁	年 月 日	起案	年 月 日
		却下	名簿記入		徴収簿台帳		通知書作成	
	(却下の理由)							

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。